介護予防通所介護 · 通所介護

重用事項説明書

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えている指定通所介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

Ⅰ 通所介護サービスを提供する事業者について

事業者名称	社会福祉法人 永信会 デイサービスセンター永生苑豊橋
代表者氏名	理事長 李 大宗
本社所在地	名古屋市中村区名駅二丁目 39番 11号
(連絡先及び電話番号等)	電話 052-541-3793・ファックス番号 052-462-8848
法人設立年月日	(昭和 48) 1973 年 9 月 10 日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1)事業所の所在地等

事業所名称	デイサービスセンター永生苑豊橋	
介護保険指定事業所番号	2372000667	
事業所所在地	豊橋市大村町字花次 83	
連 絡 先相談担当者名	電話 0532-55-5011・ファックス番号 0532-55-5701	
事業所の通常の 事業の実施地域	豊橋市 豊川市	
利 用 定 員	33名	

(2)事業の目的及び運営の方針

事業の目的	適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業 所の生活相談員、看護職員及び介護職員が、要介護状態又は要支援状態に ある高齢者に対し、適正な指定通所介護を提供することを目的とする。
運営の方針	・事業所の生活相談員等は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練の援助を行うことによって、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。 ・東三河広域連合、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(3)事業所窓口の営業日及び営業時間

営	業	日	月曜日から金曜日までとする。ただし12月31日から1月3日までを除く。
営	業時	間	午前8時30分から午後5時30分までとする

(4)サービス提供時間

サービス提供時間	午前9時30分から午後4時40分までとする。
----------	------------------------

(5)事業所の職員体制

管理を	占
-----	---

職	職務内容	人員数
	I 従業者の管理及び利用申込に係る調整、業務の実施状況の	
	把握その他の管理を一元的に行います。	
	2 従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を	
	行います。	
	3 利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏ま	
管理者	えて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的	1名
	なサービスの内容等を記載した通所介護計画を作成するとと	
	もに利用者等への説明を行い、同意を得ます。	
	4 利用者へ通所介護計画を交付します。	
	5 指定通所介護の実施状況の把握及び通所介護計画の変更	
	を行います。	
	I 利用者がその有する能力に応じた自立した日常生活を営むこ	
	とができるよう、生活指導及び入浴、排せつ、食事等の介護に	
生活相談員	関する相談及び援助などを行います。	1 人以上
	2 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービス	
	の実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。	
	サービス提供の前後及び提供中の利用者の心身の状況等の	
看護師・	把握を行います。	
准看護師	2 利用者の静養のための必要な措置を行います。	1 人以上
(看護職員)	3 利用者の病状が急変した場合等に、利用者の主治医等の指	
	示を受けて、必要な看護を行います。	
介護職員	I 通所介護計画に基づき、必要な日常生活上の世話及び介護	4.6 人以上
17: 遗娰貝	を行います。	4.0 入以上
1-6% ムト・ミロリクキ	I 通所介護計画に基づき、その利用者が可能な限りその居宅に	
機能訓練	おいて、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが	1人以上
指導員	できるよう、機能訓練を行います。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1)提供するサービスの内容について

サービ	ス区分と種類	サービスの内容			
通所介護計画の作成		 1 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた通所介護計画を作成します。 2 通所介護計画の作成にあたっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得ます。 3 通所介護計画の内容について、利用者の同意を得たときは、通所介護計画書を利用者に交付します 4 それぞれの利用者について、通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行います。 			
利用者居宅への送迎		事業者が保有する自動車により、利用者の居宅と事業所までの 間の送迎を行います。ただし、道路が狭いなどの事情により、自動 車による送迎が困難な場合は、車いす又は歩行介助により送迎を 行うことがあります。			
	食事の提供及び	食事の提供及び介助が必要な利用者に対して、介助を行います。			
	介助	また嚥下困難者のためのきざみ食、流動食等の提供を行います。			
	入浴の提供及び	入浴の提供及び介助が必要な利用者に対して、入浴(全身浴・			
	介助	分浴)の介助や清拭(身体を拭く)、洗髪などを行います。			
日常生活	排せつ介助	介助が必要な利用者に対して、排泄の介助、おむつ交換を行いま す。			
上の世話	更衣介助	介助が必要な利用者に対して、上着、下着の更衣の介助を行いま す。			
	移動·移乗介助	介助が必要な利用者に対して、室内の移動、車いすへ移乗の介 助を行います。			
	服薬介助	介助が必要な利用者に対して、配剤された薬の確認、服薬のお手 伝い、服薬の確認を行います。			
	日常生活動作を	利用者の能力に応じて、食事、入浴、排せつ、更衣などの日常生			
機能訓練	通じた訓練	活動作を通じた訓練を行います。			
	レクリエーション	利用者の能力に応じて、集団的に行うレクリエーションや歌唱、体			
	を通じた訓練	操などを通じた訓練を行います。			
	器具等を使用し	利用者の能力に応じて、機能訓練指導員が専門的知識に基づ			
	た訓練	き、器械・器具等を使用した訓練を行います。			
その他	創作活動など	利用者の選択に基づき、趣味・趣向に応じた創作活動等の場を提供します。			

(2)通所介護従業者の禁止行為

通所介護従業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

① 医療行為(ただし、看護職員、機能訓練指導員が行う診療の補助行為を除く。)

- ② 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ③ 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為
- (3)提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

【通常規模型】

サービス	3 時間以上 4 時間未満					
提供時間要介護度	甘土兴仕	和田州	利用者負担額			
	基本単位	利用料	I 割負担	2割負担	3割負担	
要介護Ⅰ	370	3,866 円	387 円	774 円	1,160円	
要介護2	423	4,420 円	442 円	884 円	1,326 円	
要介護3	479	5,005 円	501円	1,001円	1,502円	
要介護4	533	5,569 円	557 円	1,114円	1,671円	
要介護5	588	6,144 円	615円	1,229円	1,844円	
			4 時間以上 5 時間	未満		
要介護Ⅰ	388	4,054 円	406 円	811円	1,217円	
要介護2	444	4,639 円	464 円	928 円	1,392円	
要介護3	502	5,245 円	525 円	1,049円	1,574円	
要介護4	560	5,852 円	586 円	1,171 円	1,756円	
要介護5	617	6,447 円	645 円	1,290円	1,935円	
	5 時間以上 6 時間未満					
要介護Ⅰ	570	5,956 円	596 円	1,192円	1,787円	
要介護2	673	7,032 円	704 円	1,407 円	2,110円	
要介護3	777	8,119円	812円	1,624 円	2,436 円	
要介護4	880	9,196円	920 円	1,840円	2,759 円	
要介護5	984	10,282円	1,029円	2,057 円	3,085 円	
			6 時間以上 7 時間	未満		
要介護Ⅰ	584	6,102円	611円	1,221 円	1,831円	
要介護2	689	7,200 円	720 円	1,440円	2,160円	
要介護3	796	8,318円	832 円	1,664 円	2,496 円	
要介護4	901	9,415円	942 円	1,883円	2,825 円	
要介護5	1008	10,533 円	1,054 円	2,107 円	3,160円	
	7 時間以上 8 時間未満					
要介護I	658	6,876 円	688 円	1,376 円	2,063 円	
要介護2	777	8,119円	812円	1,624 円	2,436 円	
要介護3	900	9,405 円	941円	1,881円	2,822 円	
要介護4	1023	10,690円	1,069円	2,138円	3,207 円	
要介護5	1148	11,996円	1,200円	2,400 円	3,599 円	

(I)加算料金

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算	基本利用料	利用者負担額			算定回数等	
/	単位	们们和	割負担	2割負担	3割負担	异戊四奴守
入浴介助加算(I)	40	418円	42 円	84 円	126円	日につき
中重度者ケア体制加算	45	470 円	47 円	94 円	141円	日につき
個別機能訓練加算(I)イ	56	585 円	59 円	117円	176円	機能訓練を実施した日数
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22	229 円	23 円	46 円	69 円	1月につき

4 その他の費用について

① 送迎費	利用者の居宅が、通常の事業の実施地域以外の場合、運営規程の定めに基づき、送迎に要する費用の実費を請求いたします。
② 食事の提供に要 する費用	400円(1 食当り 食材料費及び調理コスト)運営規程の定めに基づくもの
③おやつ代	150円(お菓子・お茶・おやつ等)運営規程の定めに基づくもの
④レクリエーション費	150円(材料費)運営規程の定めに基づくもの

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の請求 方法等	ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月〇日までに利用者あてにお届け(郵送)します。
② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場 合)、その他の費用の支払 い方法等	 ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の△日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。 (ア)事業者指定口座への振り込み(イ)利用者指定口座からの自動振替(ウ)現金支払い イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いします。(医療費控除の還付請求の際に必要となることがあります。)

6 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。

- (3) 利用者に係る居宅介護支援事業者が作成する「居宅サービス計画(ケアプラン)」に基づき、利用者及び家族の意向を踏まえて、「通所介護計画」を作成します。なお、作成した「通所介護計画」は、利用者又は家族にその内容を説明いたしますので、ご確認いただくようお願いします
- (4) サービス提供は「通所介護計画」に基づいて行います。なお、「通所介護計画」は、利用者等の 心身の状況や意向などの変化により、必要に応じて変更することができます
- (5) 通所介護従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に充分な配慮を行います。

7 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する担当者を選定しています。

虐待防止に関する担当者

- (2) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催し、その結果について従業者に周知 徹底を図っています。
- (3) 虐待防止のための指針の整備をしています。
- (4) 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- (5) サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族・同居人等) による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 身体的拘束等について

事業者は、原則として利用者に対して身体的拘束等を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられ、以下の(1)~(3)の要件をすべて満たすときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で身体的拘束等を行うことがあります。その場合は、態様及び時間、利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由、経過観察並びに検討内容についての記録し、5年間保存します。

また事業者として、身体的拘束等をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 切迫性・・・・・直ちに身体的拘束等を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に 危険が及ぶことが考えられる場合。
- (2) 非代替性・・・・身体的拘束等以外に、代替する介護方法がない場合。
- (3) 一時性・・・・・利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなれば、直ちに身体的拘束等を解く場合。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密 の保持について

- ① 事業者は、利用者又はその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。
- ② 事業者及び事業者の使用する者(以下「従業者」という。)

	は、サービス提供をする上で知り得た利用者又はその家族
	の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。
	③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終
	了した後においても継続します。
	④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家
	族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業
	者でなくなった後においても、その秘密を保持するべき旨
	を、従業者との雇用契約の内容とします。
	① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サー
	ビス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いま
	せん。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文
	書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者
	の家族の個人情報を用いません。
	② 事業者は、利用者又はその家族に関する個人情報が含ま
	れる記録物(紙によるものの他、電磁的記録を含む。)につ
② 個人情報の保護について	いては、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の
	際にも第三者への漏洩を防止するものとします。
	③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じ
	てその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、
	追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行
	い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うもの
	とします。(開示に際して複写料などが必要な場合は利用
	者の負担となります。)

10 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

【家族等緊急連絡先】	救 急 連 絡 シ ー ト(別紙) 記載順に連絡
【主治医】	救 急 連 絡 シ ート(別紙) 記載順医院に連絡

|| 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定通所介護の提供又は送迎により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

損害賠償 責任保険	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
	保 険 名	介護保険·社会福祉事業者総合保険
	補償の概要	対人·対物事故、管理財物、人格権侵害、対人見舞費用 等
	保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
自動車保険	保 険 名	一般総合自動車保険
	補償の概要	対人·対物賠償、人身傷害、搭乗者傷害 等

12 心身の状況の把握

指定通所介護の提供にあたっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 居宅介護支援事業者等との連携

- ① 指定通所介護の提供にあたり、居宅介護支援事業者及び保健医療サービスまたは福祉サービ スの提供者と密接な連携に努めます。
- ② サービス提供の開始に際し、この重要事項説明に基づき作成する「通所介護計画」の写しを、利用者の同意を得た上で居宅介護支援事業者に速やかに送付します。
- ③ サービスの内容が変更された場合またはサービス提供契約が終了した場合は、その内容を記した書面またはその写しを速やかに居宅介護支援事業者に送付します。

14 サービス提供の記録

- ① 指定通所介護の実施ごとに、サービス提供の記録を行うこととし、その記録はサービスを提供した日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

15 非常災害対策

① 事業所に災害対策に関する担当者(防火管理者)を置き、非常災害対策に関する取り組みを行います。

災害対策に関する担当者(防火管理者)職・氏名:()

- ② 非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知します。
- ③ 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。 避難訓練実施時期: (毎年2回)
- ④ ③の訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

16 衛生管理等

- (1)指定通所介護の用に供する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じます。
- (2)必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3)事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。
 - ①事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底しています。
 - ②事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
 - ③従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的に実施します。

17 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(業務継続計画)を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

18 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保等

業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会を定期的に開催します。

19 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定通所介護に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

	所 在 地 豊橋市大村町字花次 83
 特別養護老人ホーム永生苑豊橋	電話番号 0532-55-5011
行列食護化八小一〇小生死宣佈 苦情相談受付窓口	ファックス番号 0532-55-5701
古铜柏談文的 总口	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
	所 在 地 豊橋市八町通2丁目 16番地
电气运动性电位 人类保险组	電話番号 0532-26-8470·8471
東三河広域連合 介護保険課	ファックス番号 0532-26-8475
	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)
愛知見回見健康保険団体連入 人	所 在 地 名古屋市東区泉一丁目 6 番 5 号
愛知県国民健康保険団体連合会	電話番号 052-971-4165
苦情相談窓口 	受付時間 9:00~17:00(土日祝は休み)

20 -	サービス	の第三	者評価の	り実施状	況につ	ハハて
------	------	-----	------	------	-----	-----

事業所で提供しているサービスの内容や課題等について、第三者の観点から評価を行っています。

【実施の有無】	無
【実施した直近の年月日】	
【第三者評価機関名】	
【評価結果の開示状況】	

21 重要事項説明の年月日

|--|

上記内容について、「豊橋市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の 人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

	所 在	地	豊橋市大村町字花次 83
事	法人	名	社会福祉法人 永信会
業	代表者	名	理事長 李 大宗
者	事 業 所	名	デイサービスセンター永生苑豊橋
	説明者氏	, 名	

上記内容の説明を事業者から確かに受け、内容について同意し、重要事項説明書の交付を受けました。

41 EL 24	住所	
利用者	氏名	

上記署名は、_____()が代行しました。

家族	住所	
	氏名	